

岐阜市有料自転車等駐車場 (岐阜駅周辺)

指定管理者募集要項

令和3年7月

岐阜市基盤整備部土木管理課

目 次

1 募集の趣旨	1
2 基本的な運営方針	1
3 応募資格	1
4 指定期間	2
5 施設の概要	2
(1) 施設の名称、規模等	
(2) 運営状況（実績等）	
6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等	3
7 指定管理に関する経費	3
8 指定管理者の審査・選定の方法	4
(1) 基本的な考え方	
(2) 審査方法	
(3) 審査結果	
(4) 選定方式	
9 協定書の締結	7
10 指定までのスケジュール	8
11 応募手続等	8
(1) 申請書類等の提出方法等	
(2) 提出書類	
(3) 質問の受付	
(4) 応募に関する留意事項	
12 問い合わせ先及び書類の提出先	9
[別紙] 提出書類一覧及び様式	10

1 募集の趣旨

自転車、原動機付自転車及び自動二輪車（以下「自転車等」という。）の駐車を容易にして市民の利便に資するとともに、本市内の道路交通の円滑化に寄与することを設置目的とする岐阜駅周辺有料自転車等駐車場（以下、「施設」という。）の管理について、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第244条の2第3項及び岐阜市自転車等駐車場条例第3条の3の規定に基づき、施設の設置目的を効果的、効率的に達成することができ、**5施設を一括して管理できる**指定管理者を募集します。

平成15年6月の法改正（地方自治法の一部改正）により導入されました指定管理者制度は、市議会の議決を経て、市が指定する法人その他の団体が施設の管理を代行するものであり、民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、一層の住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを目的とするものです。

本施設の管理運営にあたっては、利用者等から平等性や安定性、安全性が求められており、管理人の適正配置や、管理業務の質的向上を実施することにより、市民の方が利用しやすい施設を目指しています。

このため、指定管理者は、公正かつ適正で、より効果的、効率的な管理運営を実施し、自転車等利用者に利用しやすいサービスの提供や、利用者等から苦情のない責任をもった対応を確実にこなすことが必要となります。

2 基本的な運営方針

この施設は、自転車等の駐車を容易にするために、市民に様々なサービスを提供する重要な役割を担っており、指定管理者の創意工夫により、効率的・効果的な管理運営を図り、市民へのサービス提供を向上させることを基本的な運営方針とします。

3 応募資格

応募資格は次の各号を全て満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を失効または取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

- (1) 個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であること。
- (3) 過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていないこと。
- (4) **多数の高齢者がこの業務に従事すること。**
（施設における管理人の90%以上が60歳以上で、業務経験者を除いて75歳以下であること。）
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。
- (6) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
- (8) 破産法（平成16年6月2日法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- (9) 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。
- (10) 市税等の滞納がない団体であること。

※コンソーシアム（複数の法人・団体により構成する企業連合等）の場合の注意事項

- ①複数の法人・団体により構成するコンソーシアムも可能としますが、同一の法人・団体が同一の施設に応募する複数のコンソーシアムへ参加することはできません。
- ②コンソーシアムで応募する場合は、代表する法人を定めていただきます。
- ③法人格を持たない団体については、コンソーシアムの構成員となることはできますが、その代表者になることはできません。
- ④構成員が応募資格を喪失した場合、コンソーシアムとしても応募資格を喪失したものとします。
- ⑤コンソーシアムで応募する場合は、別紙様式第14号の1から3までの書類の提出が必要です。

4 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間とします。

5 施設の概要

(1) 施設の名称、規模等

施設名	岐阜駅東自転車駐車場
施設の所在地	橋本町1丁目10番地23
敷地面積	2,051㎡
収容台数	1,714台
収容形態	平面式(ラック有)
利用車種	自転車・原動機付自転車・自動二輪車
業務時間	午前5時～翌日の午前1時
休日等	年中無休

施設の名称	岐阜駅西自転車駐車場
施設の所在地	橋本町1丁目10番1
敷地面積	1,551㎡
収容台数	1,550台
収容形態	平面式(2段式ラック有)
利用車種	自転車・原動機付自転車・自動二輪車
業務時間	午前5時～翌日の午前1時
休日等	年中無休

施設の名称	名鉄岐阜駅南1自転車駐車場
施設の所在地	高砂町2丁目1番地
敷地面積	322㎡
収容台数	200台
収容形態	平面式(ラック有)
利用車種	自転車・原動機付自転車・自動二輪車
業務時間	午前6時30分～午後7時
休日等	年中無休

施設の名称	名鉄岐阜駅東自転車駐車場
施設の所在地	長住町2丁目15番地2
敷地面積	1,396㎡
収容台数	899台
収容形態	平面式
利用車種	自転車・原動機付自転車・自動二輪車
業務時間	午前5時～翌日の午前1時
休日等	年中無休

施設の名称	清住町自転車駐車場
施設の所在地	住ノ江町1丁目、清住町2丁目
敷地面積	252㎡
収容台数	353台
収容形態	平面式（ラック有）
利用車種	自転車
業務時間	午前6時30分～午後7時
休日等	年中無休

(2) 運営状況（実績等）

① 事業・業務内容

ア 概要

岐阜市自転車等駐車場条例並びに同施行規則に基づき、施設の運営及び維持管理にかかる業務を実施する。

地方自治法並びに同施行令、岐阜市自転車等駐車場条例並びに同施行規則その他関係法令を遵守し、常に公共性の保持に努める。

イ 業務内容

- ・施設の管理に関する業務
- ・利用の許可及び制限に関する業務
- ・駐車料金の徴収及び減免に関する業務
- ・施設の管理上又は施設の設置目的を達成するため市長が必要と認める業務

② 利用者数

別紙資料①「平成30年度～令和2年度利用者比率」参照

③ 収支決算・予算

平成29年度決算	63,733,994円	（消費税及び地方消費税8%含む）
平成30年度決算	63,825,138円	（消費税及び地方消費税8%含む）
令和元年度決算	65,073,000円	（消費税及び地方消費税は4月1日から9月30日までは8%、10月1日以降は10%を含む）
令和2年度決算	65,670,000円	（消費税及び地方消費税10%含む）
令和3年度予算	65,670,000円	（消費税及び地方消費税10%含む）

6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等

（詳細は別添の「仕様書」・「特記仕様書」を参照）

7 指定管理に関する経費（負担区分等の詳細は別紙「仕様書」を参照）

- (1) 指定管理者は、指定期間中会計年度ごとに市が支払う委託料により、上記の管理の基準及び業務の範囲に定める全ての管理運営を行います。
- (2) 年度の委託料の算定にあたっては、以下の金額を上限とします。

年度（令和）	4	5	6	7	8
上限額 （円・税込）	69,722,023	69,722,023	69,722,023	69,722,023	69,722,023

※積算内訳は別紙資料②「岐阜市有料自転車等駐車場（岐阜駅周辺）指定管理委託料」参照、消費税及び地方消費税の税率は10%

- (3) 指定期間中の各年度の委託料は応募者の提案した委託料の額とし、法の改正や災害等特別な場合

を除いて、原則指定管理中は増額しません。

- (4) 委託料は原則精算しませんが、協定外の事項の発生により事業計画の見直しが必要になる場合は、市と指定管理者による協議に基づき精算を求めることがあります。
- (5) 施設の利用料金（使用料）は市の歳入となります。
- (6) 市が提案を求め、審査により市の認めた指定管理者が行う指定事業の収入は、市の歳入（収入）となります。（自主事業の収入は、指定管理者の収入となります。）
- (7) 委託料は、月毎に翌月に支払います。
- (8) 管理口座・区分経理
 - ・指定管理業務に係る経理は、専用の口座で管理してください。
 - ・また、指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理及びその他の業務に係る経理を区分して整理してください。
- (9) 納税義務について
指定管理者は、①法人等にかかる市民税、②新たに設置した事業用資産にかかる固定資産税（償却資産）等の納税義務者となる可能性がありますので、①については岐阜市役所市民税課、②については岐阜市役所資産税課にお問い合わせください。
なお、法人税、消費税等の国税については税務署、法人等にかかる県民税・事業税等の県税については、県税事務所へお問い合わせください。

8 指定管理者の審査・選定の方法

(1) 基本的な考え方

公の施設（以下、「施設」という。）は、住民の福祉を増進する目的を持って、住民の利用に供するために普通地方公共団体が設けるものです。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、コストの節減等を図ることを目的とするものです。

そこで、指定管理者制度の趣旨や施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的、効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定するため、次のとおり審査方法を定めます。

(2) 審査方法

提出された申請書の審査については、応募資格等に該当するかどうかを審査する第1次審査と、第1次審査を通過した応募者について、必要に応じてヒアリング、プレゼンテーション等により事業計画書等の内容を審査する第2次審査を行います。指定管理者候補者の選定後、議会の議決を経て市長が指定管理者を決定することとなります。

また、候補者は次点まで選定します。ただし、指定管理者として相応しいことが条件となります。次点候補者としての効力は選定結果を通知した日から1年間とし、選定結果通知を行った日から指定議案の議会の議決が得られるまでの期間に不測の事態が発生した場合、改めて選定委員会の審査を経ることなく、次点候補者は指定管理者候補者となります。さらに、指定議案の議会の議決が得られた日から、次点候補者に選定結果を通知した日以後、1年を経過した日までの期間に不測の事態が発生した場合、非公募で次点候補者を認定し、改めて選定委員会を開催し指定管理者候補者としての適否を審査します。

審査は、選定委員会（以下、「委員会」という。）において非公開で行います。

なお、応募者と選定委員との利害関係を確認するため、第2次審査前に「委員との利害関係に関する申出書」を提出していただきます。

(3) 審査結果

審査結果及び選定・不選定の理由は、後日応募団体へ通知します。
 また、審査結果は、市ホームページ等で公表します。
 ただし、選外であった応募団体は、団体名は公表しません。

(4) 選定方式

第1次審査（資格審査及び書類審査）

次の審査項目について事務局で事前に審査し、その結果を委員会に報告します。また、審査項目10の『「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。』について審査するため、役員等の氏名、生年月日等を照会することがあります。

報告に基づき委員会において審査を行い、不適合な者は失格とします。

審査項目		適・否
1	個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であるか。	適・否
2	過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていないこと。	適・否
3	応募資格に記載する多数の高齢者がこの業務に従事することとなっていること。 （施設における管理人の90%以上が60歳以上で、業務経験者を除いて75歳以下であること。）	適・否
4	地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。	適・否
5	市県民税、法人税、消費税、地方消費税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び事業所税の滞納がない団体であること。	適・否
6	会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。	適・否
7	民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。	適・否
8	破産法（平成16年6月2日法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。	適・否
9	市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であること。	適・否
10	「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。	適・否
11	募集要項、仕様書の内容を満たしていること。	適・否

※ 第1次審査時点以降、上記審査項目の不適合に該当した場合は、応募者もしくは指定管理者としての資格を喪失したものとします。

第2次審査（提案内容等の審査）

第1次審査を通過した応募者について、「公平性・透明性」、「効果性」、「効率性」、「安定性・安全性」、「貢献性」の観点から、必要に応じヒアリング、プレゼンテーション等によりその提案内容等を審査するものです。

選定基準及び評価項目については、次のとおりとし、採点は400点を満点とし、合計点と評価項目ごとの採点結果による総合評価により選定します。ただし、採点の結果が配点合計の6割未満の場合は指定管理者の候補者として選定しないこととします。

なお、総合評価は各委員の採点結果をもとに、全委員の協議により行います。

〈選定基準及び評価項目及び配点〉

区分	配点	選定基準	評価項目	採点結果
公平性 透明性	50点	住民の平等 利用が確保 されること	『住民の平等利用が確保されること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
			平等利用を確保するための体制、モニタリングなど	
			情報公開、広報の方策	
			その他応募者の提案によるもの	
			小 計	
効果性	50点	事業計画書 の内容が、対 象施設の効 用（設置目 的）を最大限 発揮するも のであること	『事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
			既存業務の改善、工夫又は新規の魅力的な提案の有無、内容	
			利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策など	
			利用者に対するサービス向上の方策（窓口対応、プロモーション、設備の整備など）	
			利用促進、利用者増の方策	
			サービスの質を確保するための体制、モニタリングなど	
			施設の効用（設置目的）を最大限発揮できるスタッフの配置	
			その他応募者の提案によるもの	
			小 計	
効率性	120点	事業計画書 の内容が、管 理経費の縮 減が図られ るものであ ること	『事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
			指定管理経費の設定額	
			指定管理経費の妥当性（最低賃金、深夜割増賃金等）	
			収支計画の妥当性	
			管理経費縮減の具体的方策	
			スタッフ配置の妥当性（無理はないか）	
			その他応募者の提案によるもの	
小 計				
安定性 安全性	100点	事業計画書 に沿った管 理を安定し て行う物的 能力、人的能 力を有して いること	『事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
			当該公の施設に類似あるいは関連する事業、業務などの実績	
			経営基盤の安定性	
			組織及びスタッフ（採用予定者も含む）の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識など	
			スタッフ（採用予定者も含む）の管理、監督体制	
			スタッフ（採用予定者も含む）の人材育成の方策	

			リスクへの対応方策（利用者の安全確保策、防止策、非常時の対応マニュアルなど）	
			リスクへの対応能力（資金力、損害賠償能力など）	
			グループ応募（コンソーシアム）の場合、グループの安定性	
			グループ応募（コンソーシアム）の場合、役割分担及びリスク分担などの確実性及び妥当性	
			その他応募者の提案によるもの	
			小 計	
貢献性	80 点	事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域（以下「地元」という。）の振興、活性化などに貢献できるものであること	『事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域（以下「地元」という。）の振興、活性化などに貢献できるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
			地元の法人その他の団体の育成（一部業務の再委託先）	
			地元の住民、高齢者、障がい者等の雇用	
			地元での資材等の調達	
			地元での社会活動等への参加	
			その他地元への貢献に関すること	
			その他応募者の提案によるもの	
			小 計	
			合 計	

● 総合評価

審査結果	審査内容（選定・不選定の理由等）

9 協定書の締結

市議会の指定議案の議決後、市と指定管理者との協議に基づき、管理運営業務実施にあたっての細目事項や委託料についての協定書を締結します。

また、著しい経営環境の変化や、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

※協定書のひな形は、別紙参考資料「岐阜市有料自転車等駐車場（岐阜駅周辺）の管理運営に関する協定書」および、別紙参考資料（コンソーシアム用）「岐阜市有料自転車等駐車場（岐阜駅周辺）の管理運営に関する協定書」参照。

10 指定までのスケジュール

(1) 募集要項の公表・配布	令和3年7月1日(木)～
(2) 質問受付期間	令和3年7月16日(金)～令和3年7月30日(金)
(3) 申請書受付期間	令和3年7月20日(火)～令和3年8月19日(木)
(4) 第1次審査(資格審査等)	令和3年8月下旬～令和3年9月上旬
(5) 第2次審査(提案内容等の審査)	令和3年10月上旬頃
(6) 選定結果の通知・公表	令和3年11月上旬頃
(7) 市議会へ指定議案・債務負担行為予算案を提出	令和3年11月下旬頃
(8) 指定の通知	令和3年12月下旬頃
(9) 協定書の締結	令和4年1月頃
(10) 事務引継・トレーニング	令和4年1月頃～令和4年3月下旬

1 1 応募手続等

(1) 申請書類等の提出方法等

市のホームページ、または市役所庁舎16階基盤整備部土木管理課で書類を入手し、土木管理課まで持参いただくか、又は記録が残る送付方法(簡易書留等)でご提出ください。

申請受付期間は、令和3年7月20日(火)～令和3年8月19日(木)まで(郵送の場合は提出期間内必着)とし、応募に要する経費は全て応募者の負担となります。

なお、応募者から提出された書類は、公正な競争を妨げないようにするため、指定管理者が選定されるまでの間は非公開とするとともに、一度提出された事業計画や管理運営費などの根幹に関わる内容の変更は認めません。

(2) 提出書類

別紙「提出書類一覧」及び「様式」のとおり

- ・原本は1部、副本7部を提出してください。
- ・書類はすべてA4サイズで統一してください。
- ・提出していただいた書類は、返却いたしません。

(3) 質問の受付

質問の受付期間は、令和3年7月16日(金)～令和3年7月30日(金)までとし、質問及び回答は市ホームページ及び土木管理課で公表します。

(4) 応募に関する留意事項

① 働きかけの禁止

選定委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対し、本件提案についての不当な接触を禁じます。働きかけの事実が認められた場合、失格とします。

「働きかけ」の基準、判断手順は「岐阜市指定管理者制度基本方針」のとおりとします。

② 虚偽の記載をした場合の取り扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

③ 応募書類の取り扱い

応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

④ 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

⑤ 提出書類の著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

⑥ **追加書類の提出**

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

⑦ **情報公開制度の対象**

応募者が提出した書類等は岐阜市情報公開条例(昭和60年6月20日岐阜市条例第28号)第2条に定める公文書となり、情報公開の対象となります。

⑧ **資料等の目的外使用の禁止**

市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の上承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

1 2 問い合わせ先及び書類の提出先

岐阜市役所基盤整備部土木管理課 自転車・自動車対策係(担当:早矢仕、林)
〒500-8701 岐阜市司町40番地1(庁舎16階)

電話:058-214-4719 FAX:058-264-1780
E-mail:d-kanri@city.gifu.gifu.jp

[別 紙]

「提出書類一覧」及び「様式」

- 1 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- 2 事業計画書（様式第2号）
- 3 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類（様式任意）
- 4 有料自転車等駐車場の管理に関する収支予算書（様式第3号）
- 5 団体の概要及び活動状況を記した書類及び直近3年間の損益計算書（様式任意）
- 6 国税及び地方税の納税証明書（直近事業年度3年間分）又は納税の義務がない旨及びその理由を記した書類（様式任意）
- 7 団体の主たる事務所（本店機能）を岐阜市内に有することを証する書類（様式任意）
- 8 業務従事者の雇用（任用）計画書及び欠員の補充体制を記した書類（様式第4号）
- 9 高齢者募集方法及び計画書（様式第5号）
- 10 勤務編成計画書、緊急配置計画書、研修計画書（様式第6号）
- 11 管理体制及び組織体制（様式第7号）
- 12 管理マニュアル、苦情対応マニュアル、災害等緊急対応マニュアル（様式第8号）
- 13 提案事項（様式第9号）
- 14 申立書（様式第10号）
- 15 岐阜市有料自転車等駐車場指定管理者指定申請にかかる誓約書（様式第11号）
- 16 役員名簿照会及び同意書（様式第12号）
- 17 辞退届（様式第13号）
- 18 指定管理者指定申請書（様式第14号の1）〔コンソーシアムで応募する場合〕
- 19 指定管理業務共同体協定書（様式第14号の2）〔コンソーシアムで応募する場合〕
- 20 委任状（様式第14号の3）〔コンソーシアムで応募する場合〕

※コンソーシアムで応募する場合は、様式第1号に代わって様式第14号の1から3を提出して頂きます。